

保安規程および保安規定の変更概要

1. 保安規程（保全計画）の変更概要

プラントの停止期間中にしか点検できない機器について技術的な評価を行った結果、点検および検査の間隔を、26ヶ月としても問題がないことを確認した。  
保安規程（保全計画）について、定期検査間隔を現行の13ヶ月以内から24ヶ月以内となるよう点検および検査の間隔を変更した。

2. 保安規定の変更概要

定期事業者検査等の対象機器・系統について技術的な評価を行った結果、点検および検査の間隔を、26ヶ月としても問題がないことを確認した。  
燃料交換の間隔について評価した結果、現在と同じウラン濃縮度の燃料で、18ヶ月使用しても問題がないことを確認した。  
以上の評価により定期検査間隔を18ヶ月とすることが可能であることを確認したが、安全・安定運転の実績を積み重ねることとして、現行の13ヶ月以内から16ヶ月以内とする。

3. 今後の対応

上記の変更に係る経済産業省原子力安全・保安院への届出・申請内容について、今後、同院による妥当性の確認・審査を受け、電気事業法に基づく告示および原子炉等規制法に基づく保安規定変更認可が得られれば、第17回定期検査終了後から次の定期検査までの間隔を16ヶ月以内とする。

福島第二原子力発電所3号機の定期検査間隔の評価スケジュール

